

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の内退について次のとおり届出があった。

令和5年6月9日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	平賀 達夫	高松市新田町甲2499番地	令和5年5月23日
〃	吉田 勝	高松市新田町甲359番地2	〃
監事	市原 芳明	高松市春日町857番地	〃